

様式（表面）

## 児童手当での保育園（保育料・給食費等）の納付について

志木市保育課

現在、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童生徒に、児童手当が毎年偶数月にそれぞれ2ヶ月分ずつ支給されることになっています。

児童手当は、児童手当法第21条第1項の規定に基づき、保護者様からの申出により未納となっている保育園の保育料や給食費、学童保育料や延長保育料等の納付に充てることができます。

保育園の保育料や給食費等が未納となった場合、  
児童手当での納付に同意される方

**裏面**の「児童手当に係る保育園（保育料・給食費等）の徴収に関する申出書」をご記入いただき、通っている保育園もしくは保育課へ申請書類と一緒に提出してください。

※児童手当の額は、お子様の人数や保護者様の所得金額により変更になる場合があります。

※兄弟姉妹がいるときは、1枚の申出書にまとめて記入してください。

※子ども手当の申請や児童手当の現況届の提出、税の申告がまだお済みでないときは、早めに手続きしていただきますようお願いいたします。

児童手当法第22条第2項の規定では、事前にお知らせすることにより、申し出がなくても児童手当を保育料に充てること（特別徴収）が認められています。  
特別徴収をおこなう場合には、別途お知らせいたします。

問い合わせ先

〒353-8501

志木市中宗岡 1-1-1

志木市子ども・健康部保育課 保育園グループ

電話 048-473-1689

# 児童手当に係る保育園保護者負担金・給食費等の徴収に関する申出書

志木市長 宛て

私は、児童手当法第 21 条第 2 項の規定に基づき、志木市長から支給を受ける児童手当の額から、以下の費用につき、期日をすぎてもなお納付ができないときは、当該児童手当等の支払期日をもって支払いに充てる旨を申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、児童手当等から当該費用の支払に充てるものとします。

徴収（支払）費用
保育園保育料・延長保育料・スポット保育料・保育園給食費未納分

※児童手当から徴収を行う場合は、事前に通知を行います。

令和 年 月 日

住所

\_\_\_\_\_

保護者（児童手当受給者）氏名 \_\_\_\_\_

↓入所児童だけでなく手当の対象となっている児童全員を記入してください

児 童 の 氏 名 \_\_\_\_\_ (平成・令和 年 月 日生)

\_\_\_\_\_ (平成・令和 年 月 日生)

\_\_\_\_\_ (平成・令和 年 月 日生)

\_\_\_\_\_ (平成・令和 年 月 日生)

\_\_\_\_\_ (平成・令和 年 月 日生)